
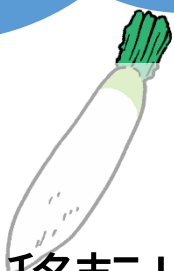





農薬販売の

届出内容に

変更はありませんか？

- 
- ◆ 会社の代表者が変わった
 - ◆ 販売所の場所を移転した
 - ◆ 支店を増やした／減らした
 - ◆ 会社を法人化／個人経営化した
 - ◆ 今後農薬を販売する予定がない
- 
- 

2週間以内に変更の届出が必要です

※保健所に届け出る毒物・劇物の販売業登録とは別の届出です。

※上記の事由に該当する場合は、裏面の詳細をご覧ください。

※現在の届出内容が不明な場合は下記連絡先にお問合せください。

農薬販売届の提出について

(令和7年4月版)

◆ 届出の種類（新規・変更・廃止）と期日

届出の内容	届出の種類			期日
	新規	変更	廃止	
山形県内で新たに農薬販売を始めるとき	○			販売開始の日 まで
農薬販売をやめるとき（複数の販売所がある場合はそのすべてをやめるとき）			○	変更・廃止の 発生日から 2週間以内 ※3
販売所を増やす、又は販売所の一部を廃止するとき		○		
届出者の住所が変わったとき		○		
販売所の住所や名称などが変わったとき		○		
法人の名称や代表者等がかわったとき		○		
別法人になったとき	○		○	
法人格を有しない場合（個人商店等）で代表者が変わったとき ※1	○		○	
法人格を有しない者が法人経営に移行したとき※2	○		○	

※1 代表者名（名称）の変更を伴う場合には旧代表者名で廃止届、新代表者名で新規届、双方の提出が必要です。

※2 個人としての廃止届、法人としての新規届の双方の提出が必要です。

※3 期日が不明な場合はお問い合わせください。

◆ 届出の方法

（新規・変更）届出様式第1号・届出様式第1号別表の2種類を、各1部ずつ記入し提出願います。

（廃止）届出様式第1号を記入し提出願います

様式はこちらから☞ 「山形県 農薬」で検索
(山形県ホームページ 農薬販売者のみなさまへ)

宛先はこちら ☞ 〒990-2372 山形市みのりが丘6060-27
山形県食品安全衛生課 病害虫防除所駐在職員 あて

◆ 留意事項

- ・登記簿謄本や住民票の添付は不要ですが、届出に記載する住所は正確に記入してください。
- ・届出様式第1号別表には、山形県内で農薬販売を行うすべての販売所を記載してください。販売所が1か所であっても記載し、提出してください。
- ・各届出様式の記載例を山形県ホームページ（農薬販売者のみなさまへ）に掲載しておりますので、ご参照ください。

▼ホームページQRコード

◆ 問い合わせ先

山形県食品安全衛生課 病害虫防除所駐在 023-644-4241
農薬安全担当 023-630-2160

